

電子交付サービスご利用規定

第1条（適用範囲）

この規定は、株式会社大東銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービス（以下「インターネット投資信託」といいます。）において、お客さまへ交付する書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）について定めるものです。以下、この規定において、投資信託取引に関してお客さまへ交付する書面を紙媒体の郵送により交付することを「書面交付」、お客さまがインターネット投資信託画面へログイン後に電磁的方法により交付することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付書面」といいます。

第2条（電子交付の内容）

1. 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。

- ①取引報告書
- ②再投資報告書
- ③分配金報告書
- ④償還金報告書
- ⑤取引残高報告書
- ⑥運用報告書
- ⑦その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの

2. 当行が第1条に規定する電子交付を行う方法は、前項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客様の閲覧に供する方法とします。

3. お客さまは、第2条第1項に規定する電子交付書面の発行の日から5年間は、当該電子交付書面のファイルの閲覧ができます。ただし、お客さまが当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客さまが閲覧を希望される日において効力を有している最新のものとは異なる場合、当行は、お客さまが、当該最後取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場合において、お客さまが当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。

4. お客さまにご用意いただくパソコンやスマートフォン等の情報演算処理装置等のシステム等においては、当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。

5. 電子交付書面の内容をご確認された際には、当該ファイルをお客さまのパソコンやスマートフォン等に備えられた情報記憶装置に記録（ダウンロード）してください。また、当該記録（ダウンロード）をしていただいた場合でも、電子交付書面の内容等が更新された場合には別途保存してください。

第3条（電子交付の承諾および申込み）

1. お客さまが電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出またはインターネット投資信託にて当行所定の方法により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第2条第1項に掲げる電子交付書面について一括して行うものとし、書面ごとの申込みはできません。

2. 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客さまのインターネット投資信託の申込完了日以降に、インターネット投資信託において発行する書面について電子交付します。なお、当行都合により、電子交付の開始が申込完了日以降となる場合があります。

3. 電子交付書面について、お客さまの請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。

第4条（当行都合による電子交付書面の書面交付）

前条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、書面交付させていただく場合があります。

第5条（当行都合による電子交付の終了及び停止）

1. 当行はお客さまへの通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付できるものとします。

2. 当行は、システムメンテナンス等のため、電子交付サービスの一部又は全部を停止することがあります。

第6条（免責事項）

当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

① 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

② 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

第7条（電子交付サービスの解約等）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項に定める書面等を紙媒体に切り替えて交付します。なお、第2条第1項に定める電子交付書面のうち②再投資報告書、③分配金報告書の紙媒体については、お客さまが希望した場合のみ交付します。

① お客様が電子交付サービスを解約した場合（当行のインターネットバンキング等の関連するサービスが解約された場合を含む。）

② 当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合

③ 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合

第8条（その他）

1. 当行は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は、変更日・変更の内容を当行ホームページ上へ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

2. この規定に定めのない事項については、当行所定の「インターネット投資信託取引規定」「証券振替決済口座管理規定」、その他の約款・規定等が適用されるものとします。

平成29年7月18日制定

以上